

令和4年5月16日

令和4年第5回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年5月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美
11番	塚田 由美子	12番	原田 孝親	13番	林 聖文
14番	藤村 浩司	15番	刀裨明 薫	16番	森川 稔己
17番	清弘 進	18番	梅川 仁樹	19番	常藤 隆彦

3 本日の総会に欠席した委員

8番 藤本 哲

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	上田 直美	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	金子 健太郎	周東支所	沖田 史典
美和支所	石川 育代		

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5番 藤中 京子 6番 小川 栄太郎

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者認定について
議案第23号 農地利用集積計画について
議案第24号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 6 農地埋立届
- 7 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第5回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、5番 藤中京子委員 と、6番 小川栄太郎委員 を指名いたします。
よろしく願いいたします。

では、さっそく議事に移りたいと思います。

「議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

では、まず1番を事務局より説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、410㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 11 番

はい、それでは、追加説明いたします。申請地は、横山にある岩国市教育センターの隣に位置している敷地です。譲渡人は高齢のため、管理が出来なく、農地を譲り渡すこととしたものです。譲受人は兼業農家で、美和地区で、畑や田を農業経営しており、自宅近くに農地を求めており、営農活動に力を入れたく、譲り受けることとしたものです。

4月18日に、調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。
次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は2,201㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲渡人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、説明をします。申請地は周東総合支所から西北西へ約900mに位置します。譲渡人は高齢となり、耕作出来ないことから、譲受人に贈与し、譲受人は譲渡人からの相談を受け、高齢ではありますが譲り受け、申請地を引き続き、水稻栽培をすることとしたものです。現在30アール強、耕作しており、通作距離も近く、農機具も揃っております。

4月16日、支所事務局と、調査項目に従い、調査いたしましたが、何ら問題はないかと思われまます。尚、申請地内の農業用倉庫および進入路は、3条許可、所有権移転後に4条の届け出を提出される予定です。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。
次に、3番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

3番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は265㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権の移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

申請地は美和総合支所から、南南東へ1.2km。市道、西畑1号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており、農地を維持することは困難であり、農地の隣接地に居

住している隣の方に相談し、話がまとまったところです。譲受人は申請地の隣の所有地を、畑として耕作中です。現在申請地にある栗の木を伐採後、開墾し、自家用野菜の栽培を行う予定であります。もうすでに栗の木は切っていました。今後一体的な管理が見込まれます。

4月13日に事務局と共に、調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題になる点はなく、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、「議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、663㎡のうち、21㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、排水路の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明をいたします。申請地は、周東総合支所から南東へ約1.4kmに位置します。申請地の雨水が、申請人の自宅からの排水と交わり自宅へ逆流していることから、排水路を作り、これを解消するものです。

4月27日、事務局と共に調査項目に従い調査いたしましたが、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、「議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、荒廃。面積は、1,155㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場・残土置き場・進入路の設置です。権利の種類は所有権移転です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。申請地につきましては、由宇総合支所より西へ約5kmのところの位置しております。第2種農地です。

申請地については、平成21年に畑地造成ということで、埋立届が提出されていましたが、実際にはその当時から、建設業を営む譲受人が、残土捨て場として利用しております。進入路も整備され現在に至っております。こちらの無断転用につきましては、始末書が添付されておりますが、申請地周辺には人家もなく、周囲を山林に囲まれた農地であり、周辺への悪影響もありません。また、譲受人は、現在借りている3ヶ所の資材置場のうち、2ヶ所は遠方であり、新たな資材置き場を確保することで、更なる業務拡大を図ることを目的として、会社名義の土地を購入したものです。

4月28日事務局職員と共に現地調査を行ったところ、特に問題となる点はなく、許可相当と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番、3番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について、事務局より議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、荒廃及び田。面積は、182㎡ほか、1筆で、合計187.38㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅、進入路、駐車場の設置です。権利の種類は所有権

移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は387㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸住宅の建設です。権利の種類は、所有権移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、説明します。申請地は周東総合支所から南南東へ約1.6kmに位置します。譲渡人は申請地を相続で入手し、譲受人の希望により、譲渡することとしたものです。譲受人は、(議案番号)21号の2に自宅及び進入路とトラック2台の駐車場に、21号の3に母親を居住させる目的で、貸住宅とカーポートを建設することとして、譲り受けることとしたものです。汚水は合併槽、雨水は溜めますから、農業用排水路へということになっております。譲渡人は、21号の2に、先代が砂利を敷設していたと始末書をつけて申請されております。

4月27日事務局と共に、現地調査を調査項目に従い調査いたしました。が、許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番、3番の2件を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

ここで、事務局から説明があります。

事 務 局

すみません、私の方からちょっと説明の方をさせていただけたらと思います。お手元にですね、「令和4年第5回農業委員会総会議案(追加分)」と書いてあるものになるんですけども、こちらをご覧いただけたらと思います。

この案件につきましてはですね、5条になりますけれども、この5月総会の申請の締切日の最終日、4月21日に提出をされた農転の申請になるので

すけれども、同じ日付です、開発の方、建築指導課の方にも提出をされた案件になります。開発を伴う農転につきましては、建設省と農林省の局長の連名で、同日での許可をするようにということで、通達が出ておりますので、農業委員会と建築指導課の方とで、調整を図りながら、何月の総会にかかるかというタイミングを、ある程度決めながらですね、事務の方を行っているのですけれども、総会のこの資料、議案を作る時点で、開発の方がちょっとまだいつの許可になるかという調整がつかなかったもので、ちょっともう5月は無理だろうということで、6月の総会を目指して調整のほうをしていたのですけれども、開発の方の許可のほうがですね、思わぬスムーズに進みましてですね、5月の末には概ね開発の許可も下りそうだということで、進んでますので、農転の方が6月ということになるとちょっとまた遅くなってですね、同日許可ということにならなくなるので、今回は申し訳ないのですけれども、5月総会の追加ということで、お願い出来たらと思います。5月総会にかけないと、やっぱりその申請者、地権者の方のほうにですね、不利益になってくるという部分も若干ありますので、そういった部分もちょっと考慮致しましてですね、追加の方をお願いしますということで、皆様にはちょっと申し訳ないのですけれども、ご審議の方よろしくお願い出来たらと思います。

議 長

それではお諮りします。議案第25号を追加上程してよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、「議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,511㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された、第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

はい、それでは説明をいたします。場所は玖珂支所より北東に約1.2kmのところにあります。去る4月27日に事務局と現地調査を行いました。計画書も提出されております。権利の種類は所有権の移転です。

譲渡人は耕作及び維持管理が困難で、売却に至りました。譲受人はこの場所に、分譲住宅を計画をされております。上水は市の上水道に接続。下水、排水は、公共下水道に接続をされます。雨水は側溝に放流、その他周辺に支

障を及ぼすことはありません。また資金計画書も提出があり、私は許可相当
と思いますので、ご審議よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常
設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、元に戻り、「議案第22号 租税特別措置法第70条の6第1項
の規定による適格者認定について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は
341㎡のうち、273.45㎡ほか、1筆で、合計506.45㎡です。届出人は記載
のとおり。

相続人は、被相続人の子で、被相続人とは同居しており、農業従事の実績
があります。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

はい、それでは追加説明をいたします。申請地は、川下出張所から南西へ
600mの場所の農地です。申請人は以前より農業を営んでおり、昨年10月
父親の農地を相続するにあたり、相続税の納税猶予に関する適格者認定を申
請するものです。5月9日に事務局職員と現地調査を行いました。現地には
数種類の露地野菜が耕作されており、今後、引き続き農業経営を行うと認め
られ、適格者認定は適当と思われます。皆様のご審議をよろしく願いま
す。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番について適格者認定することを決定します。

次に「議案第23号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より説明してください。

事 務 局

では説明します。

今回は、農地中間管理機構分となっております。合計件数は2件。合計筆
数は4筆。田4筆です。合計面積は3,523㎡。作付けされるものはすべて水
稲となっております。

なお中間管理機構分につきましては、配分先予定者を備考欄に記載しておりますが、本来ならこの総会で、中間管理機構への利用権設定について、ご承認頂き、その後に県において配分計画が決定されるのを待って、2ヵ月程度後の総会において、配分先との設定を承認頂くという、2段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご理解ください。

ただいま説明しました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定いただいた後、速やかに農林振興課において公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします

議 長

ただいまのご説明について何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について、適当と認めることを決定します。

次に、議案第24号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」について、を上程します。

では、事務局より議案説明してください。

事 務 局

失礼いたします。こちらについて、議案第24号については、私の方から説明の方をさせていただきます。

5月10日に、農業委員会の代表者会議に諮りまして、その後、委員の皆様には、郵送で資料の方をお送りさせて頂いております。

まず、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、左上に別紙様式2と書いてあるものから説明の方をさせていただきます。まずローマ数字1の「農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)」、「1 農業の概要」で、耕地面積が計2,590ha。参考までに、令和2年が2,650ha、令和元年が2,950ha、平成30年が3,190haとなっております。経営耕地面積が、計1,215.8ha、こちらは2020年の農林業センサスの数値の方を記入しております。遊休農地の面積として計18.6ha、こちらは昨年度の農地パトロールで判明した面積の方を記載しております。農地台帳面積4,976.3ha、こちら4月1日現在の農地台帳システムの数値の方を記載しております。続きまして、農家数ですが、農家総数が3,310戸、こちらも2020年の農林業センサスのほうから数値を入れております。ちなみに前回のセンサスが、4,033戸となっております。農業者数が1,664人。こちら、前回のセンサ

スでは2,299人となっております。続きまして、経営数ですが、認定農業者が90、認定新規就農者が5名となっております。続きまして、1ページの下側の「新制度に基づく農業委員会」で、農業委員数が定数24人、農地最適化推進委員さんが52名となっております。

続きまして、2ページ目、ローマ数字2の、「担い手への農地の利用集積・集約化」、この1番の「現状及び課題」は、昨年度の目標及びその達成に向けた活動計画の数値をそのまま入れており、2番目の、「令和3年度の目標及び実績」が、集積目標453haが、集積目標の15%に向けて、実績が386.4ha、内、新規が0.8haで、達成率が85.3%となっております。続いて3番目「目標の達成に向けた活動」と、4番目「目標及び活動に対する評価」につきましては、特に変更等はしておりませんので、説明の方は省略させていただきます。

続いて3ページの、ローマ数字の3「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、1番の「現状及び課題」については、それぞれ新規参入が平成30年に2経営体の1.6ha、令和元年が5経営体の2.5ha、令和2年が8経営体の4.4haとなっております。2番の「令和3年度の目標及び実績」が、目標10経営体に対して参入実績が1経営体の、達成率10%。参入目標面積8haに対して、参入実績面積が2.7haの、達成率33.8%となっております。3番目「目標の達成に向けた活動」と、4番目「目標及び活動に対する評価」については特に変更がないので、説明の方を省略させていただきます。

続きまして、4ページのローマ数字の4、「遊休農地に関する措置に関する評価」の1番「現状及び課題」は、前年度の目標及び達成に向けた活動計画をそのまま記載しております。2番目「令和3年度の目標及び実績」ですが、解消目標が10.3ha、解消実績が83.9haの、達成率が814%となっております。これについては、後ほどまた詳しく説明のほうをさせていただきます。3番の「2の目標の達成に向けた活動」で、調査員数52人、推進委員さん全ての人数、調査実績が7月から9月としております。活動実績の農地の利用意向調査ですが、調査実施時期が2月から3月で、調査数179筆、調査面積18.9haとなっております。4番目の「目標及び活動に対する評価」で、「目標に対する評価」と「活動に対する評価」がありますが、「活動に対する評価」で、農地パトロールでの農地調査により、A判定からB判定へ変更になったための結果であり、遊休農地が解消されている訳ではないとしております。B判定というのが原野化しており、農地に復元するのが困難な土地であり、実質は、遊休農地が解消されたものではありません。814%となっておりますが、遊休農地が解消された訳ではなく、ただ、農地自体が原野化されており、農地に復元するのが困難なものという風に、遊休の度合いがちょっと重たいものになったために、達成状況の方が高いという形にはなっております。

続きまして、5ページの「違反転用への適正な対応」といたしまして、現状で2,650haの違反転用面積は、なしとなっております。令和3年度の実績において、実績等なかったもので、0の方、記載させていただいております。3番目の「活動計画・実績及び評価」についても、特に変更の方はしておりません。

続いて、6ページのローマ数字の6、「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」で、農地法第3条に基づく許可事務ですが、一年間の処理件数が、68件となっております。処理期間は標準処理期間として、25日となっております。2番目の「農地転用に関する事務」ですが、一年間の処理件数が104件、内訳としては4条が14件、5条が90件となっております。こちら処理期間の方は25日となっております。7ページ目の3番目の「農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、21法人ありますが、全ての法人が、報告については提出の方をさせていただいております。4番目の「情報の提供等」ですが、「賃借料情報の調査・提供」で、調査対象賃貸借の件数が170件。こちらは令和4年の2月付で、岩国市のホームページのほうで公表の方しております。「農地の権利移動等の状況把握」ですが、調査対象権利移動等の件数が627件。これも内訳としては、3条が68件、4条が14件、5条が90件、利用権設定が455件となっております。

続きまして8ページ、ローマ数字の7番ですが、「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び、ローマ数字その下の8番、「事務の実施状況の公表等」については、昨年度に対して、特に変更等はしてませんので、このまま説明のほうは終了させていただきます。

以上で別紙様式2の、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について、説明の方終了させていただきます。

続きまして、右上に別紙様式1とあります「令和4年度最適化活動の目標の設定等」、こちらについて説明をさせていただきます。

ローマ数字の1番「農業委員会の状況、令和4年4月1日現在」ですが、今年度の4月1日より現行の体制になっており、定数が19に対して実質19人。内、認定農業者が10人、女性が4名、40才以下が1名、中立委員が1名、となっております。同じく、農地利用最適化推進委員も、今年度より定数が変わって、定数50人、実質50人となっております。続きまして、2番目の「農家・農地等の概要」ですが、こちら、農林業センサスの値を入れておりますので、農林業センサスが5年間に1度の調査ですので、先ほど説明した数値と変更はありません。認定農業者も90、新規就農者も5名となっております。耕地面積ですが、こちらは作付面積統計に基づいて、合計2,590haとなっております。

続きまして、次のページのローマ数字の2番、「最適化活動の目標」ですが、「(1) 農地の集積」で管内の農地面積2,590ha。これまでの集積面積が386.4haの集積率が14.9%となっております。②の目標につきましては、農地の集積の目標年度で、令和5年度、集積率を70%としております。これは、目標設定が昨年度までは、「岩国市の最適化の推進に関する指針」というのがありまして、それで15%を目標に設定するようにしてはいたのですが、今年度から国の集積目標を入れる、又は県で、山口県で独自に集積目標が設定されている場合は、そちらの方を目標にすることで、指示を受けていますので、「山口県の農業経営基盤強化に関する基本指針」、こちらのほうで、令和5年度までに集積率70%とするということになっておりますので、そちらの方の数値の方を入れております。それに伴いまして、今年度末の集積面積の累計が、1,036ha、集積率が今年度末で40%。15%から25.1%

のアップ。それにより令和5年度では、令和4年度40%から、更に30%アップの70%になるように、設定の方をさせていただいております。「(2)遊休農地の解消」ですが、遊休農地、1号遊休農地の面積が、18.6ha、うち緑区分の遊休農地面積は18.6haで、黄区分の遊休農地面積はございません。こちらは、去年の農地パトロールで判明した面積であり、緑区分というのが、いわゆる割と遊休化はしているが、草刈りだけで、すぐにまた農地に戻せるという区分になっており、黄区分が、背丈程度の木が生えており、重機を入れればまた農地に復元が可能という区分になっております。②の目標ですが、既存の遊休農地の解消として、緑区分の遊休農地の解消18.6haを、こちら5年間で減少させるという目標を立てるようになっておりますので、1年分の解消目標面積が、3.7haとなっております。Bの黄区分の遊休農地の解消ですが、一応調査の中で、黄区分は去年はなかったもので、解消は0ヘクタールですが、今後、調査でこちらの黄区分の方が出てくるようであれば、速やかに、農地中間管理機構と協議し、工程表の方を作るという風にしております。イの、新規発生遊休農地の解消ですが、こちら昨年度の調査で新規に出た遊休農地につきましては、翌年度中、1年間の中で解消するようという指針がありますので、こちら0.9haの方を入れております。続きまして次のページの「新規参入の促進」ですが、令和元年度、令和2年度、令和3年度でそれぞれ数値の方を入れており、2番目の目標で、権利移動面積が、平成28年度、29年度、30年度で指定された面積の方の統計で入れさせていただいております。平成28年度が119haで、内訳としては利用権設定が93.5ha、3条の権利移動が25.5haとなっております。平成29年度が163.5ha、こちらも利用権が122.9haと3条の権利移動が40.6ha、平成30年度が計120.1haで、内訳が、利用権が68.8haと3条が51.3haとなっており、3年間の平均が134.2ha、これの10分の1のほうを目標とするということとなっておりますので、13.4haを年間の目標で数値のほう記載しております。2番目の「最適化活動の活動目標」ですが、一人当たりの活動日数が、月当たり6日。これは推進委員の活動の補助金対象にまるのが、6日以上ということになっておりますので、こちらの日数のほうを入れております。最適化活動を行う農業委員の人数が一応7人。こちら農業委員会の代表者のみの人数を記載しております。農地利用最適化推進委員の人数が50人、こちら50人全ての方が実施するというようにしております。(2)の「活動強化月間の設定目標」ですが、7月と8月に②の遊休農地の解消として、農地パトロールを重点実施を入れております。12月に①の農地の集積として、4月1日からの利用権設定の申し込みが11月20日から1月20日の間で行われますので、12月を農地集積の強化月間をさせていただいております。(3)の「新規参入相談会への参加目標」ですが、相談会の参加を1回として、相談会名が「岩国地域農林水産業就業・移住相談会」、これが今年度令和4年の10月に、いわくに消防防災センターのほうで開催される予定となっておりますので、そちらの方に参加するということにしております。その裏面ですが、今までご説明いたしました各目標に対して、それを各地区ごとに作ったものなので参考までにつけております。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

ただいまの事務局の説明について何かご意見等ございませんか。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、集積の所ですね、昨年までは、目標を岩国管内で15%ということで設定しておりましたけれども、今年度より先ほど説明がありましたように、国または県の目標を記入ということで、国につきましては80%、県が70%ですので、県のほうの70%ということの数値を入れております。この70%ということになりますと、管内の農地面積が2,590haですので、このうち1,813haを来年度までには集積しなさいという数値なんですけれども、これとても無理な数値でございますので、農業委員の皆様方、または推進委員の皆様方がですね、いくら努力してもこの数値までにはとても達しないということが一点、それと管内の農地面積2,590haではありますけれども、実際に経済活動的に耕作されている面積につきましては、センサスでの数字であります、1,215.8ha、これが実際に経営出来る耕地ということでございますので、これに先ほど言いました1,813ha、この差額の約600haというのがですね、不利な条件の所も集積しなければいけない、そうしないと70%になりませんよ、というような数字でございます。おそらくこの70%という、その下の目標の40%ということもですね、大変難しいのではないかという気がしております。

岩国管内の農地をですね、優良農地を今後未来に継承していくためにも、担い手の集積というのは大きな課題ではありますけれども、私の提案としましては、今までにもあります、集落営農法人等ですね、集落営農組織、こちらの方で集落内での集積または集約化ということで経営を効率化していく方法が一点、それと近年、管内におきましては、新たな若手による法人等の設立が目立ってきております。こういう方々をですね、地域の担い手として農地の集積を担っていただく、という二つの方法があるのではないかという風な思いがしますので、そういう活動もですね、これから十分やっつけていかなければいけないんじゃないかという気がしております。大きく変わった所はこの最適化活動の目標の所の集積の所の数字が大きく変わっておりますので。

何かご意見ございませんでしょうか。ちなみにですが、県内で今、最高の集積率を持っているのは、長門が41.6%、その次に萩が38.8%。最も低いのが下松市で6.8%、次が岩国市です。結構農地があります周南市でも17.5%というような数字が出ております。だいたい20%のラインで各市町が推移しているというところです。

それと、先般の代表者会議の時にもありましたけれども、今現のそれぞれ地域の担い手の方については、今年急遽、今年から預かってくれないかということで、農地を預かって耕作されている、というような話もありました。そういうものにつきましては、11月1日または4月1日公告の利用権設定、こちらの方に移行していただくと集積の実績に上がってきますので、こちらの方で、そういう耕地がありましたら対応して頂きたいと思っております。

何かご意見等ございませんか。

ご意見、異議等がありませんので、議案第24号は承認することに決定いたします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑、現況、休耕。面積は、236㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の敷地です。農地区分は市街化区域です。

以上1件の届け出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況、ともに畑。面積は、1,134㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、貸店舗です。農地区分は、市街化区域です。

ほか10件、合計11件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番 玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、118㎡です。届出人は記載のとおり。理由は農業用施設です。農地区分は、第2種農地です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事務局

1番 周東地区

報告年月日は、令和4年3月16日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は、農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議 長

報告第5号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,004㎡のうち、1㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は第2種農地です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第6号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。面積は、966㎡です。届出人は記載のとおり。理由は畑地造成です。

以上1件の届出がありました。

議 長

報告第7号 現況証明につきましては、ご覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

昨年度から実施させていただいております「新規就農者との意見交換会」について、積み残し分も勘案した案内がございました。日時等の記入はございませんが、概ね、総会終了後に、開催の方向で調整されるとのことですので、委員の皆様も、日程調整の上、ご出席をお願いします。

続きまして、資料2・3をご覧ください。

令和4～5年度の農業委員会活動計画(案)及び、巡回調査実施計画(案)をお示しいたしております。こちらは、事前に、梅川会長と協議調整させていただいた内容となっております。

平成28年度から30年度に巡回調査を実施いたしておりますが、その後の同じ地区の状況等の確認を、今年度と来年度の2ヵ年で実施し、その調査の状況を令和6年度に農業委員会の意見書に反映させるためのものとなります。

ご同行いただきますのは、各地区の正副担当の農業委員さんと地区担当の推進委員さんとなります。総会終了後の午後は予定しておりますので、ご参加のほど、よろしく願いいたします。

なお、こちらの案に記載のない方にご同行いただく場合や参加をご希望の

委員さん、推進委員さんがいらっしゃいましたら、事前に事務局のほうにお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

事務局

前回の4月総会の時にですね、松宮委員さんから「メダカの養殖」ということで農用地利用計画変更申出が出ていた案件について、転用後の地目がどうなるんだろうかというご質問をいただいていたので、そちらの回答をさせていただけたらと思います。登記の地目につきましては、不動産登記規則第99条に規定されております。分類としては全部で23種類ございます。その中には宅地とか畑とかいろいろあるんですけども、通常、その養殖といわれる部分になりますけれども、建物を作った中で養殖をするようなものについては、地目は「宅地」になると思われれます。ちょっと広い池みたいところで車エビや鯉なんかを飼ったり養殖したりというのはですね、「池沼」という地目になるんだろうと思います。今回出ました「メダカの養殖場」と言われるものについては、プラスチックの容器、入れ物の中でメダカを飼ったりというようなものになるので、多分「雑種地」ということになるのではないかと思います。最終的には法務局の登記官の判断になるので、そちらのほうで判断されるんだろうと思いますけれども、今回の案件については「雑種地」という形になると思われれます。以上で回答ということによろしいでしょうか。

議長

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

それでは、以上で本日の総会は終了いたします。

次回の定例総会につきましては、6月16日(木)午前10時から、市民文化会館、第1研修室を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によりましては、開催方法や、会場など変わる可能性がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の総会は終了致します。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年6月16日 木曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 第1研修室。

午前10時59分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 小川 栄太郎

署名委員 藤 中 京子